

# (介護予防) 通所リハビリテーションやすらぎの杜

## 重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

- ・施設名 指定通所リハビリテーションやすらぎの杜
- ・開設年月日 平成12年5月1日
- ・所在地 愛媛県宇和島市保田甲1932番地2
- ・電話番号 0895-27-3611 ・ファックス番号 0895-27-3612
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3857780518号)

#### (2) 指定通所リハビリテーションの目的と運営方針

当事業所は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの居宅サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、在宅ケアを支援することを目的とした事業です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

#### [指定通所リハビリテーションやすらぎの杜の運営方針]

- 1 当事業者は、利用者の人格を尊重し、心身の状況に応じた適切な居宅サービスを行い、利用者およびその家族に安心、満足、希望を与えるべく運営を行うとともに、事業の有する公共性、公益性の重要な役割を十分に踏まえて、地域・家庭・市町村・介護保険サービス事業者等の密接な連携を重視した運営を行います。
- 2 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

	人数	業務内容
・医師(兼務)	1	・利用者の診療、健康管理、保健衛生指導等を担当する 2・利用者のケアプランの検討と実施に関する事 ・その他
・看護・介護職員	6以上	・医師の指示に基づく利用者の看護、診療の介助、健康管理に関する事 ・利用者の日常生活の介護、支援および家族に対する指導に関する事 ・利用者の保健衛生に関する事 ・利用者のケアプランの検討と実施に関する事 ・その他 ・利用者に日常生活の介護、支援に関する事 ・利用者のケアプランの検討と実施に関する事 ・その他
・支援相談員	1以上	・利用者の生活、行動プログラムの企画、対外連絡ならびに利用者および家族の支援相談に関する事 ・利用者のケアプランの検討と実施に関する事 ・その他
・理学・作業療法士等	1以上	・利用者の機能回復訓練ならびに日常生活動作の改善に関する事 ・利用者のケアプランの検討と実施に関する事 ・その他(個別リハ)
・事務職員	1以上	・会計ならびに予算、決算に関する事 ・請求、精算事務に関する事 ・物品、消耗品の購入ならびに受払管理に関する事 ・文書の收受、発送に関する事 ・受付、窓口業務全般に関する事 ・庶務、経理に関する事 ・その他
・送迎員	1以上	・利用者の送迎に関する事 ・その他

(4) 通所定員等

① 定員50名

## 2. サービス内容

- (1) 営業時間 10:00 ～ 16:30
- (2) 通所サービス利用計画の立案
- (3) 食事（食事は原則的として食堂でおとりいただきます。）  
昼食 12時00分～13時00分  
おやつ 15時00分～15時30分
- (4) 入浴（一般浴槽のほか特別浴槽有り）
- (5) 医学的管理・看護
- (6) 介護
- (7) 機能訓練（集団リハビリテーション、個別リハビリテーション、レクリエーション）
- (8) 相談援助サービス
- (9) その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 利用料金

- (1) 基本料金 （別紙：（介護予防）通所リハビリテーション利用料表 参照）
- (2) その他の料金 （別紙：（介護予防）通所リハビリテーション利用料表 参照）
- (3) 支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、翌月の25日に指定の口座より口座引落いたします。どうしても都合のつかない方は、当施設事務窓口で現金にてお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

## 4. 非常災害対策

- (1) 非常災害対策  
当施設は、火災、地震等の発生およびその拡大を防止するために、消防計画書を作成し自衛消防隊を組織するとともに、緊急連絡網を編成しています。
- (2) 防火訓練
  - ① 防火訓練は、従業者等が災害時に敏速、沈着かつ安全に行動できるよう、計画的に行います。
  - ② 訓練は、消防署との協力、指導のもとに年2回行うとともに、消火器を使用した消火訓練も実施いたします。
  - ③ その他、消防計画書に基づく事項を行います。
- (3) 防災設備  
スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用すべり台等

## 5. 要望及び苦情の相談

- (1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置事業所内に常設の窓口を設置し、常勤の職員を担当者とする。  
電話番号 （直通）0895-27-3366 （代表）0895-27-3611

- (2) 利用者からの相談・苦情等の申し出があり、その案件が軽微なもので受理担当者において直ちに処理できるものについては、その都度対応処理する。
- (3) 受理担当者において処理できないと判断される案件については、詳しい内容について関係者から聞き取り、および調査を行い上司に報告して、管理者を長とする関係者検討委員会を行い、その具体的処理について迅速適切に対応する。
- (4) 当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を申し出ることができます。
  - ・ 宇和島市高齢者福祉課介護保健係      受付時間 8:30～17:15 (平日)  
電話    0895-24-1111    FAX    0895-24-1126
  - ・ 愛媛県国民健康保険団体連合会      受付時間 8:30～17:15 (平日)  
電話    089-968-8700    FAX    089-968-8717

## 6. 事故発生時の対応等

- (1) 施設業務の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 施設は業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。